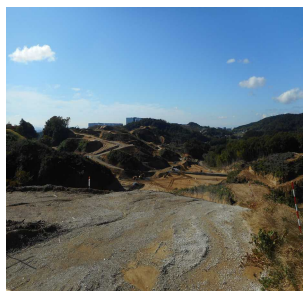


木津東地区 準備組合ニュース

vol. 6
令和4年11月
2022.11

準備組合役員の皆様と先進地視察を行いました！



造成中の彩都東部地区C区域
土地区画整理事業地

木津東地区の今後のイメージを深めるため、本地区と同じく組合による土地区画整理事業を進められている「彩都東部地区C区域土地区画整理事業地（大阪府茨木市）」を視察し、当該事業の組合役員の皆様や、茨木市の職員の皆様と意見交換をしました。

また、木津東地区の地権者兼アドバイザーであるFSJホールディングス様が手掛けた「京都山城白坂テクノパーク（京都府城陽市・井手町）」にも伺い、まちづくりについて学びを深めました。

視察日時：11月2日（水）9時～17時
視察場所：彩都東部地区C区域土地区画整理事業地（大阪府茨木市）
京都山城白坂テクノパーク（京都府城陽市・井手町）
出席者：準備組合役員、事務局、アドバイザー（FSJホールディングス、UR都市機構）



集合写真（彩都東部地区C区域土地区画整理組合の皆様、茨木市都市整備部北部整備推進課の皆様と）



意見交換の様子



白坂テクノパーク内工場見学の様子

彩都東部地区C区域土地区画整理組合への主な質疑応答

Q1：減歩率を教えてください。

A1：80.27%（保留地減歩率53.64%、公共減歩率26.63%）です。

Q2：地権者の土地利用として、賃貸案件はありますか。

A2：現時点での賃貸案件はありません。

Q3：換地処分まで農地等で利用されている土地の耕作や所得補償はありますか。

A3：減歩率の負担軽減に繋がること等について理解を得て、無償としています。

Q4：事業施工にかかる従前の河川・水路改修についてご教示ください。

A4：河川改修は行っておりません。

Q5：事業に起因する地区外工事等がありますか。

A5：造成計画による地区外造成協力及び上下水道の地区外整備があります。対象となる地権者の皆様には重ねて説明を行い、ご理解とご協力を得ております。

Q6：業務代行予定者選定後、事業認可までの期間はどれくらいかかりましたか。

A6：約3年半程度を要しました。

Q7：事業を進めるにあたり、留意すべき助言等があればご教示願います。

A7：事業に先立ち、関係機関や地権者との事前調整はもとより、事業の具体的な出口戦略をしっかりと行っていただける企業であれば、事業化後の手続き等もスムーズに進められるものと考えます。

業務代行予定者選定委員会委員の役職が決定しました！

書面開催の木津東地区土地区画整理準備組合（第3回）でお知らせした選定委員会委員について、11月8日開催の業務代行予定者選定委員会（第1回）にて委員の互選により役職が決定しましたので、以下のとおりお知らせします。

委員長 村橋正武

副委員長 中川雅永、駒谷憲美

委員 山田浩文、公文代憲篤、鎌田博匡、五十嵐正人、北吉弘、會津徳亮、樋田美血男、吉田純一（敬称略）

木津東地区のまちづくり情報は、市ホームページからご覧頂けます。

ホーム→市政情報→関西文化学術研究都市→木津東地区

<http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/10,0,112,470.html>

木津東地区のまちづくりについて、説明をご希望の権利者様には、個別に説明をさせていただきますので、事務局までご連絡ください。

発行：木津東地区土地区画整理準備組合

事務局：木津川市建設部都市計画課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

電話（0774）75-1222

Fax（0774）72-8382

E-mail：tokei（アットマーク）city.kizugawa.lg.jp